

津市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

平成29年8月24日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



津市子ども・子育て支援事業計画について

平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援関連 3 法が制定され、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図ることとなりました。

津市では、「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、推進すべき取組や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を記載した「津市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

(参考) 子ども・子育て支援法 (抄)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

津市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

❖ 中間年の見直し

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）では、計画に定めた「量の見込み」が実際の認定状況と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととされています。

計画期間：平成 27 年から平成 31 年の 5 か年 ⇨ 中間年：平成 29 年

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

❖ 見直しのための考え方

平成 29 年 1 月 27 日付事務連絡

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引き

平成 29 年 6 月 29 日付事務連絡

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について

(作業の手引き【改訂版】) ※子育て安心プラン(平成 29 年 6 月 2 日付事務連絡)を踏まえ改訂

❖ 見直しの要否の基準

見直し要

実績値(平成 28 年 4 月 1 日時点の区分ごとの支給認定者数)が量の見込みよりも 10%以上かい離がある
(実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込み)

▼ 10%未満のかい離の場合であっても…

- ①引き続き受け皿の整備をしないと待機児童等の発生が見込まれる場合
- ②年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

見直し要

❖ 見直しにあたっての手続き

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議で議論を行うとともに、市-県間で十分連携して行うこと

見直しを行うための作業の概要

❖ 見直しの手順

1. 実績値を算出

- 1号認定子どもの実績値…平成28年4月1日時点の支給認定者数 + 私立幼稚園を利用する子どもの数
2号・3号認定子どもの実績値…平成28年4月1日時点の支給認定者数

2. 算出した実績値と量の見込み（計画値）の比較

10%以上のかい離がある場合は「3. かい離の要因分析」及び「4. 補正」を行う

3. かい離の要因分析

<計画策定当時の「量の見込み」の計算式>

「推計児童数」 × (「潜在家庭類型」 × 「利用意向率」) = 量の見込み
教育・保育ニーズ

▶ 推計児童数または教育・保育ニーズに変化があると、量の見込みと実績値にかい離が生じる

4. 補正

かい離が生じた場合は、要因がいずれにあるかを分析し、量の見込みを再計算（補正）する

推計児童数

- ・増減事由の把握（社会増減か自然増減か）
- ・継続性の有無

教育・保育ニーズ

- ・保育認定事由の把握（就労、求職活動、妊娠出産等）
- ・継続性の有無

<中間年における見直し時の「量の見込み」の計算式>

$$\text{「補正後の推計児童数」} \times \frac{\text{「支給認定割合」}}{\text{教育・保育ニーズ}} = \text{量の見込み}$$

既存の人口推計などのデータの活用、
女性の就業率と保育所利用率の相関
関係などを考慮して補正

❖ 今後のスケジュール

国		都道府県・市町村	
夏頃	基本指針等の改正	6月～8月	教育・保育の量、確保策等の見直し作業
秋頃目途	内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ（最終集計）	秋～冬	計画の改定作業
		年度末	計画の見直し作業終了

津市の見直し作業の結果

❖ 見直しを行うための作業の手引きに従った実績値と量の見込み（計画値）の比較

◆平成28年4月1日時点（年齢基準日：平成28年4月1日）

支給認定区分	計画値 (平成28年度)	支給認定者数ベース		
		実績値	実績値－計画値	実績値/計画値
1号認定子ども	3,482	3,236	▲ 246	92.9%
2号認定子ども	3,435	3,601	166	104.8%
3号認定子ども（1,2歳児）	2,106	2,213	107	105.1%
3号認定子ども（0歳児）	619	355	▲ 264	57.4%

10%未満のかい離

10%**以上**のかい離

❖ 3号認定子ども（0歳児）の量の見込みが10%以上のかい離を示した要因

0歳児については、年度当初から年度末にかけて出生に伴い利用対象者が増加する特殊な要因があるところ、「量の見込みの算出等のための手引き」に従い推計を行うと年度当初における量の見込みが算出される。そのため、平成26年7月10日付内閣府事務連絡『0歳児保育の「量の見込み」等について』では、0歳児の量の見込みの算出について、年間の平均的な利用者数を算出するなどの対応案を提示している。

津市では、手引きによって算出された0歳児の量の見込みと保育所等の利用実績を比較検証した結果、差異が認められたことから、「保育所等の利用を開始したい時期」を考慮に入れるなどし、年間を通した需要量に応じられるよう、独自に量の見込みを算出した（第4回津市子ども・子育て会議資料参照）。従って、年度当初における量の見込みとは異なり、平成28年4月1日時点での支給認定者数とかい離が生じたものである。

❖ 上記の要因を踏まえた0歳児の実績値との比較について

上記の理由から、平成28年4月1日時点の支給認定者数に代わり、下記のとおり平成29年3月1日を基準として実績値を算出した。

$$\text{実績値} = \text{保育所等を利用する0歳児} + \text{保育所等の利用を希望したが待機*となった0歳児}$$

*私的理由による待機を除く

▣ 量の見込みと実績値との比較

◆平成28年4月1日時点（0歳児のみ平成29年3月1日時点）（年齢基準日：平成28年4月1日）

支給認定区分	計画値 (平成28年度)	支給認定者数ベース		
		実績値	実績値－計画値	実績値/計画値
1号認定子ども	3,482	3,236	▲ 246	92.9%
2号認定子ども	3,435	3,601	166	104.8%
3号認定子ども（1,2歳児）	2,106	2,213	107	105.1%
3号認定子ども（0歳児）	619	636	17	102.7%

10%未満のかい離

❖ 10%未満のかい離の場合の見直しについて

①引き続き受け皿の整備をしないと待機児童等の発生が見込まれる場合

▶今年度まで4月1日時点では待機児童ゼロを維持しており、今後、量の見込みを上回る確保の方策が維持される（0歳児除く）

②年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

▶なし



見直しの要件に該当しない

※次ページ「[▣津市子ども・子育て支援事業計画との比較](#)」を参照

❖ 参考

推計児童数について

推計児童数または教育・保育ニーズに変化があると、量の見込みと実績値にかい離が生じることから、推計児童数についてもかい離の程度を確認した。

総 数	平成28年			
	計画値	実績値	実績値－計画値	実績/計画値
0歳	2,153	2,131	▲ 22	99.0%
1・2歳	4,522	4,440	▲ 82	98.2%
3～5歳	7,102	7,135	33	100.5%
6～11歳	14,944	15,001	57	100.4%
合 計	28,721	28,707	▲ 14	100.0%

▣津市子ども・子育て支援事業計画との比較

計画	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)																
量の見込み①	3,542	3,494	2,124	629	3,482	3,435	2,106	619	3,411	3,365	2,087	608	3,340	3,296	2,052	602	3,303	3,260	2,023	590
確保の方策合計②	5,210	3,572	1,913	525	5,210	3,600	2,006	568	5,210	3,587	2,087	608	5,210	3,587	2,087	608	5,210	3,587	2,087	608
実績(予定)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)																
量の見込み①	3,542	3,494	2,124	629	3,482	3,435	2,106	619	3,411	3,365	2,087	608	3,340	3,296	2,052	602	3,303	3,260	2,023	590
確保の方策合計②	5,210	3,572	1,913	525	4,965	3,600	1,995	541	4,916	3,542	1,982	532	4,590	3,694	2,086	557	4,865	3,697	2,085	560
特定教育・保育による(A,B,C)	3,120	3,572	1,904	522	3,195	3,600	1,946	532	3,306	3,542	1,933	523	3,265	3,694	2,037	548	3,255	3,697	2,036	551
確認を受けない幼稚園	2,090	0	0	0	1,770	0	0	0	1,610	0	0	0	1,325	0	0	0	1,610	0	0	0
地域型保育による(D,E)	0	0	9	3	0	0	49	9	0	0	49	9	0	0	49	9	0	0	49	9
A特定教育・保育(幼稚園)	2,995	0	0	0	3,040	0	0	0	3,140	0	0	0	2,590	0	0	0	2,490	0	0	0
B特定教育・保育(保育所)	0	3,497	1,860	516	0	3,348	1,793	512	0	3,165	1,699	479	0	2,937	1,623	453	0	2,850	1,569	444
C特定教育・保育(認定こども園)	125	75	44	6	155	252	153	20	166	377	234	44	675	757	414	95	765	847	467	107
D地域型保育(事業所内)	0	0	9	3	0	0	17	3	0	0	17	3	0	0	17	3	0	0	17	3
E地域型保育(小規模)	0	0	0	0	0	0	32	6	0	0	32	6	0	0	32	6	0	0	32	6
②-①	1,668	78	▲ 211	▲ 104	1,483	165	▲ 111	▲ 78	1,505	177	▲ 105	▲ 76	1,250	398	34	▲ 45	1,562	437	62	▲ 30

※平成30年度、平成31年度のこども園整備を含む

❖ 子育て安心プランの6つの支援パッケージと定員確保のための運用上の工夫

【子育て安心プラン】

保育の受け皿の拡大

保育人材の確保

寄り添う支援の普及促進

保育の質の確保

持続可能な保育制度の確立

働き方改革



【運用上の工夫】

柔軟な定員設定

企業主導型保育施設の地域枠の活用

社会増に伴う保育の受け皿の確保

計画期間の終期をみて認可に係る需給調整を行う

幼稚園の預かり保育の充実や低年齢児の受入れ